

岐阜県公報

目次

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(教職員課)

ページ

号外(一) 令和二年三月十八日

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程(平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条・第二十七条」を「第二十六条 第二十八条」に改める。

第二十三条第一項中「その他職員の健康状況」を「及びその事後措置の状況」に改める。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第五章中第二十七条の前に次の一条を加える。

(職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱い)

第二十六条 法第百四条第一項及び第二項の規定により職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために講ずべき措置については、総括安全衛生管理者が別に定める。

附則

この訓令は、令和二年三月十八日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日相当するときは翌日)

令和二年三月十八日

令和二年三月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社